

事 務 連 絡
平成23年4月14日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

東日本大震災に伴う予防接種の取扱いについて
(母子健康手帳等を紛失した場合等の取扱い)

この度の震災に伴う避難先での予防接種の取扱いについては、平成23年3月16日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震に伴う予防接種の取扱いについて」においてお示ししたところです。

今般、予防接種の実施にあたって母子健康手帳の紛失等で予防接種歴が確認できない場合の取扱いについて、いくつかの照会がありましたので、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 市町村が定期予防接種を実施するにあたって、過去の予防接種歴が母子健康手帳等で確認できない場合は、可能な限り予防接種台帳の確認や保護者、主治医等への聞き取りを行い、接種歴を確認した上で実施してください。
2. 1の方法により接種歴が確認できない場合については、当該被接種者が予防接種法施行令で定める対象者（年齢、期間等）に該当する場合には定期の予防接種として認められます。

以上